

「農林漁業者」、「食品製造業者」、「卸売・小売業者」 が取組む加工品の商品開発・販路開拓を支援します！ 【応募期間】 令和元年5月8日（水）～6月10日（月）

募集する事業の内容

- ① 加工品開発支援事業
- ② 新商品販路開拓支援事業



ご利用いただける対象者

- ① 県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」
- ② 県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」であって、「食料品製造業者」（県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「食品製造業者」と連携するもの又は「食料品製造業者」であって、県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」と連携するもの）
- ③ 上記①又は②と連携する県内に主たる事業所を有する「卸売業者」又は「小売業者」（①又は②の事業者に製造委託する者に限る。）

対象となる取組み

- 県産農林水産物を使用した県内製造の加工品開発・改良の取組み
- 県産農林水産物を使用した県内製造の新商品の販路開拓への取組み

補助金の額

- 予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内又は50万円（補助事業が既存商品のパッケージの改良のみの場合は、20万円）のいずれか低い額

補助対象経費

① 加工品開発支援事業

- 会議等開催費 講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費
- 調査検討費 市場調査費、通信運搬費、消耗品費、研修受講費
- 新商品開発費・既存商品改良費 技術指導費、委託加工費、原材料費、デザイン費等

② 新商品販路開拓支援事業

- 商談会・展示会への出展経費 旅費、商談会等出展経費
- 販売促進活動費 委託料（ホームページ作成料等）、印刷製本費（パンフレット、チラシ等）

応募に必要な書類

- 事業計画書の提出文書（公募要領：別記様式第2号）
- 事業計画書（公募要領：別記様式第1号）
- 製造・販売に必要な許可証又は届出の写し ○ その他計画の説明資料（任意）

補助要件(主なもの)

事業名	令和元年度 山形のうまいもの開発・販路開拓支援事業
事業主体	・県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者 ・県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者又は県内に主たる事業所を有する食品製造業者(両者の連携によるもの) ・県内に主たる事業所を有する卸売業者又は小売業者(上記事業者に製造委託する者に限る。)
原材料	原材料として、県産農林水産物を使用すること
製造	商品の最終製造(事業主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造)は県内で行うものであること
目標	・農林漁業者においては、事業完了3年後の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上となること ・食料品製造業者、卸売業者及び小売業者においては、事業完了3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上となること
その他	・新商品開発等に必要な許可又は届出を行って製造・販売を行っていること ・令和2年2月28日までに開発する商品の試作品を完成又は事業を完了させること ・商品完成後は、知事が指定するコンテスト、コンクール等に出展すること

※ 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告してください。

事業計画の承認

- 郵送で通知します。

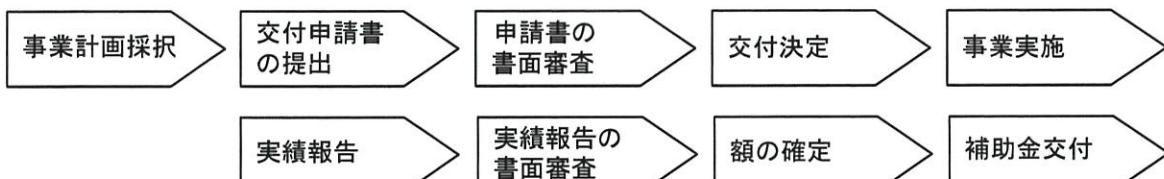
※ 予算の範囲内において、取組み内容の具体性、利用計画、販売戦略、地域への波及効果等を審査し、決定します。

※ 結果(不採択理由等)に関するお問合わせには一切応じかねますので、御承知おきください。

補助金の交付決定

- 事業計画採択の通知後、各補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行って下さい。
- 内容審査後、補助金の交付決定を行います。
※ 交付決定前の事業着手はできません。

補助金手続きの流れ



※事業完了後30日以内又は
R2.3.10のいずれか早い日
まで提出

情報の公開

- 採択事業について、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該公表については、申請者の了解を得たものとして取扱わせていただきます。

事業相談・受付

相談窓口・受付

山形県農林水産部6次産業推進課
[新事業創出担当]

住所

〒990-8570
山形市松波2-8-1(県庁9階)

電話番号

023-630-2465